

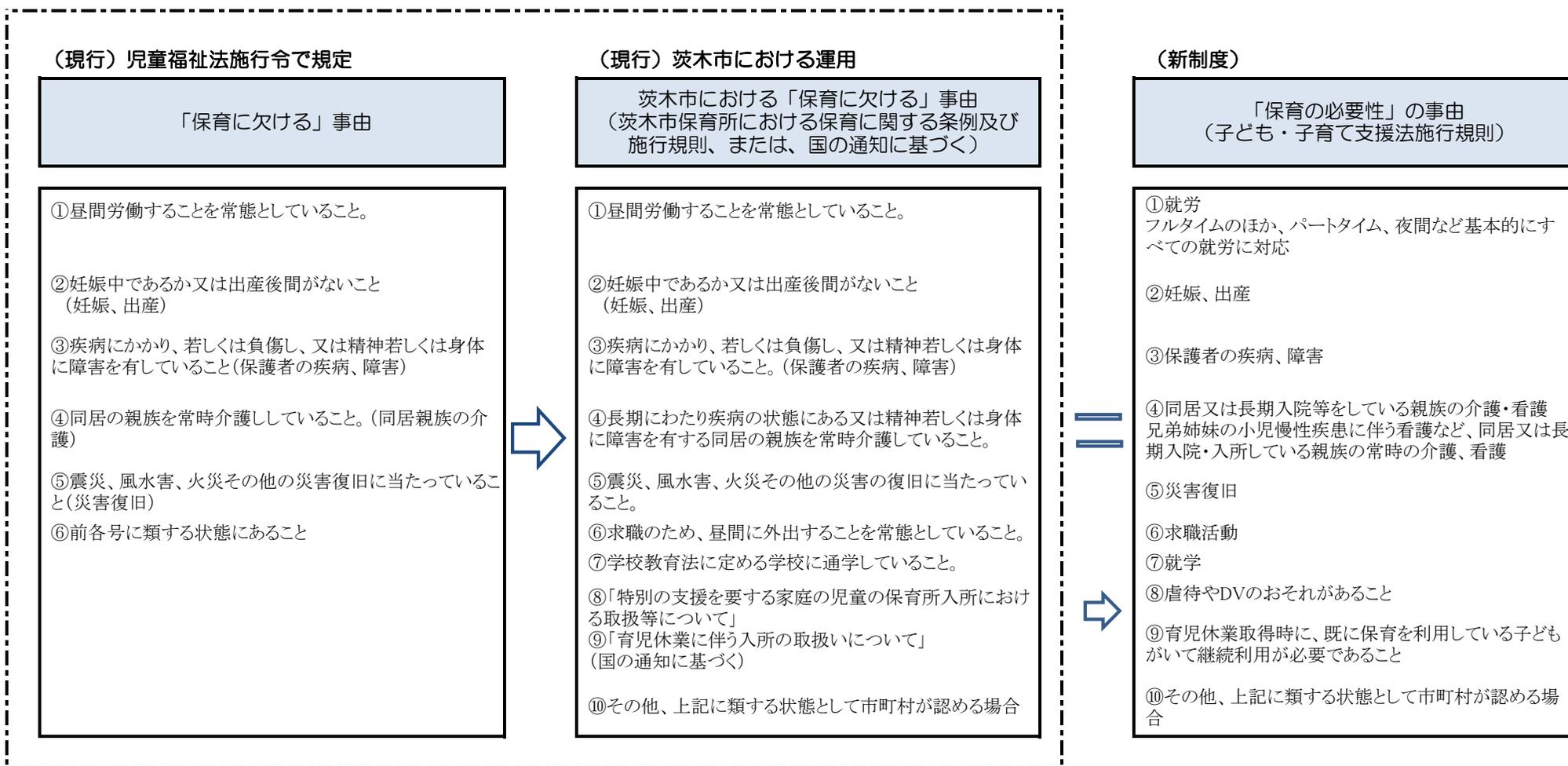
# 保育の必要性の認定基準について

## 1. 概要

- (1)子ども・子育て支援制度では、市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付費を支給する仕組みとなる。
- (2)保育の必要性の認定に当たっては、①事由(保護者の就労など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定する。

## 2. 事由について

子ども・子育て支援法施行規則において規定されている、10項目にわたる「保育の必要性」の事由については、現在、本市が規定している「茨木市保育所における保育に関する条例及び施行規則」等の中で、10項目の全ての「保育の必要性」の事由を満たしている状況である。したがって子ども・子育て支援新制度に移行した場合においても、大きな変更点はないものと考えられる。



### 3. 区分について

保育の提供に当たって、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートの就労を想定した「保育短時間」の2区分を設定。

|         | 保育標準時間   | 保育短時間  |
|---------|--|--|
| 利用可能な時間 | (1)11時間<br>※両親ともフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合を基本とする。 | (1)8時間<br>※両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を基本とする。 |
| 就労時間の下限 | 1ヶ月当たり120時間程度の就労                               | 1ヶ月当たり64時間の就労<br>(※現行 週4日 1日あたり4時間)          |

### 4. 優先利用について

現在、本市においては、「保育を必要とする度合い」を保育所入所承諾認定指数表の指数に置き換え、この「指数」の高い方から入所を決定する。なお、入所選考にあたり、ひとり親家庭、生活保護世帯、育児休業明け等の世帯に対して加点項目を設けるなど、優先度を高め、保育所の優先利用を可能としている。

|   | 国の優先利用の例示                    | 現行の本市の優先的取扱い |
|---|------------------------------|--------------|
| 1 | ひとり親家庭                       | 実施           |
| 2 | 生活保護世帯                       | 実施           |
| 3 | 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合      | 実施           |
| 4 | 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 | 実施           |
| 5 | 子どもが障害を有する場合                 | 実施           |
| 6 | 育児休業明け                       | 実施           |
| 7 | 兄弟姉妹が同一の保育所等利用を希望する場合        | 実施           |
| 8 | 小規模保育事業などの卒園児童               | 実施           |
| 9 | その他市町村が定める事由                 |              |